

瀬戸市告示第 1 1 4 号

平成 2 0 年瀬戸市告示第 3 6 号（瀬戸市の歳入について、その徴収又は収納の事務を私人に委託した件）の全部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和 6 年 9 月 2 5 日

瀬戸市長 川本 雅之

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「改正前令」という。）第 1 5 8 条第 1 項、同令第 1 5 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、瀬戸市の歳入について、その徴収又は収納の事務を次のとおり私人に委託したので、改正前令第 1 5 8 条第 2 項及び同令第 1 5 8 条の 2 第 6 項の規定により告示する。

委託する事務	委託を受ける者
一般廃棄物処理手数料（燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ）の収納事務	日本郵便株式会社（瀬戸郵便局、品野郵便局、瀬戸追分郵便局、瀬戸勿田郵便局、瀬戸水野郵便局、瀬戸元町郵便局、瀬戸赤津郵便局、瀬戸效範郵便局、瀬戸菱野郵便局、瀬戸記念橋郵便局、瀬戸はぎの台郵便局、瀬戸山口郵便局、瀬戸幡山郵便局、瀬戸陶原郵便局、瀬戸南山郵便局）